

○財務省告示第三百九十三号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十七年十一月三十日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百七十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六條第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五			
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の			
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争		
額	入 札 格 第 I 加 場 行	入 札 格 第 I 加 場 行	入 札 格 第 I 加 場 行	入 札 格 第 I 加 場 行	入 札 格 第 I 加 場 行	入 札 格 第 I 加 場 行	入 札 格 第 I 加 場 行		
面	金	金	金	金	金	金	金		
千	万	万	万	万	万	万	万		
万	円	円	円	円	円	円	円		
		四 兆 三 千 六 百 十 九 億 九 千 六 百 九 十 五	四 兆 三 千 六 百 十 九 億 九 千 六 百 九 十 五	七 千 萬 圓 以 下 四 千 百 七 十 九 億 圓	七 千 萬 圓 以 下 四 千 百 七 十 九 億 圓	募 入 限 度 の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 入 限 度 の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り	「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非

